

## 毒物劇物製造業(輸入業)登録申請について

登録申請に必要な書類は次のとおりです。

1. 毒物劇物製造業（輸入業）登録申請書 1部
2. 品目表 1部
3. 手数料

27,900円

(キャッシュレス決済(窓口のみ)またはウェブ事前登録によるコンビニでの納付)

\* 滋賀県収入証紙は令和8年4月1日から使用できなくなりました。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/19962.html>

\* キャッシュレス決済(持参の場合)

\* ウェブ事前登録によるコンビニ決済については以下を参照ください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/348642.html>

大分類	小分類	手数料名
【薬務課】薬事関係手数料(保健所申請分を除く)	毒劇物製造(輸入)業	毒劇製造(輸入)業登録(新規)

4. 製造所平面図(製造の場合) 1部
5. 保管設備図面 1部
6. 法人の場合は登記簿謄本(6か月以内に発行されたものであること。) 1部
7. 製造工程フロー図(製造の場合) 1部
8. 製品のSDS 1部
9. 毒物劇物取扱責任者設置届 1部
  - ・ 責任者の資格を証明する書類 1部
  - ・ 雇用関係を証明する書類 1部
  - ・ 診断書(診断年月日から3ヶ月以内のもの) 1部
  - ・ 宣誓書 1部

なお、毒物劇物取扱責任者に関する提出書類の様式は、滋賀県ホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302867/103949.html>

不明な点があれば担当までお問い合わせ下さい。

滋賀県健康医療福祉部薬務課薬事指導係

TEL 077-528-3634

FAX 077-528-4863